

○業務報告書記載規程

(目 的)

第1条 この規程は釧路司法書士会会則第93条第4項に基づき、会員が調整する業務報告書の記載に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(記載すべき件数)

第2条 業務報告書は、事件簿に基づき、それぞれ次の区分に応じてその総件数を記載しなければならない。

- (1) 不動産の登記
- (2) 財団の登記
- (3) 抵当証券の交付
- (4) 商業又は法人の登記
- (5) 債権譲渡の登記
- (6) 動産譲渡の登記
- (7) 公共嘱託登記
- (8) その他の登記（船舶、建設機械等の登記）
- (9) 筆界特定
- (10) 供託
- (11) 審査請求
- (12) 裁判書類作成関係業務（民事事件）
- (13) 裁判書類作成関係業務（家事事件）
- (14) 簡裁訴訟代理業務
- (15) 裁判外和解手続等
- (16) 国籍に関する書類の作成
- (17) 検察庁提出書類作成
- (18) 成年後見等関連業務
- (19) 不在者・相続財産管理人等業務
- (20) 継続的相談
- (21) 個別的相談
- (22) その他の業務

(相談の記載)

第3条 「相談」は、個別的相談及び継続的相談を各1件として、その総件数を記載するものとする。但し、総合相談センター、各種相談会等における相談は除く。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年1月1日から施行する。
(平成15年4月12日 理事会承認)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年1月1日から施行する。
(平成23年7月2日 理事会承認)